

平成26年3月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成26年3月24日(月) 午前10時00分～午前10時35分

○ 場 所 守口市役所1号別館3階 第2委員会室

○ 出席者

教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 榎 原 恵 理 子

委 員 江 端 源 治

委 員 橋 爪 利 明

教育長 首 藤 修 一

事務局

教育次長 村田 康博 管理部長 鳥野 洋司

学校施設整備監 西 哲郎 指導部長 永井 竜二

生涯学習部長 松 良之 中央公民館長 福井 光治

事務局参事 吉安 範純 総務課長 藤本 淳司

教育施策推進課長 辻本 進 教育・人権指導課長 大野 友己

生涯学習課長 北山 義人 スポーツ・青少年課長 宇野田 信幸

放課後こども課長 西本 岳史

ほか担当職員

○ 審議内容

議案第11号 守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則案

議案第12号 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案

議案第13号 守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改する規則案

議案第14号 守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案

【説明要旨】

議案第11号、守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則案、議案第12号、教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案、議案第13

号、守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則案、議案第14号、守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案については、内容が関連することから、一括して説明を行った。

12月市議会にて、市の機構改革を実施するための守口市事務分掌条例の一部を改正する条例が可決されたことから、平成26年度4月より、こども部が設置される。このこども部の設置目的については、こども関連業務を一元化する目的で設置されていることから、市長の補助機関である職員に教育委員会の幼稚園の事務を補助執行させることとなる。

については、守口市事務分掌条例の一部を改正する条例が公布されたことに伴い、議案第11号の守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を新規制定しようとするものであり、ほか、関連する規則、規程改正を行うもの。

議案第12号の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案については、第2条において、守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定により、市長の補助機関である職員に補助執行させる事務を教育長に委任する事務の対象から外す旨を追加するもの。また、その他文言の整理を行っている。

議案第13号、守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則案については、主な改正として、第2条で新設課の設置及び係の名称変更を、第5条で各課の事務分掌の改正を行うもの。

第2条の改正として、管理部では教育施策推進課を廃止し、総務課の庶務係と統合し、係の名称を総務施策係と変更する。全庁的にスリム化を図るため、庶務担当の総合的な係とするものである。また、総務課の施設係を学校規模等適正化プロジェクトチームと統合し、学校管理課を新設する。この学校管理課には、学校規模等適正化プロジェクトチームを引き継いだ学校統合係と総務課施設係を引き継いだ施設係が配置される。

指導部においては、保健給食課を新設し、教育・人権指導課は廃止する。教育・人権指導課の教育・人権指導係は、学校教育課に移し、学校教育課の学事係及び教職員係を統合し、教職員人事係とし、学校保健係及び教育・人権指導課の学校給食係を保健給食課に移し、保健給食課は保健係と給食係とする。

生涯学習部においては、生涯学習課及びスポーツ青少年課の係制を廃止する。

第5条については、新規則の制定に伴い、幼稚園の事務の補助執行する部分について、各課の事務から省き、今回の機構改革を踏まえ、各課の事務分掌において整理を行うもの。第1条、第3条、第4条、第6条、第7条の改正については、文言の整理を行っている。

議案第14号の守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案については、幼稚園の保育料の調定、減免、徴収及び還付に関することについて、市長から教育長に委任されている市の規則である教育長に対する委任規則第2条第1号に規定されていることから、教育長の権限として幼稚園の保育料に関しましては運用しているところだが、こども部の設置に伴い、こども関連事業について当該部に集約することから、市長から教育長に委任されている幼稚園の権限を市長に返還するもの。守口市教育委員会事務決裁規程第7条第11号中及び、第8条第10号中の「保育料」の文言を削り、第10条において、支出負担行為の決定等にかかる園長の専決区分を削除する。また、市の機構改革において、滞納債権管理室が廃止されることから、第7条第11号中及び第8条第10号中の（滞納債権管理室が分掌するものを除く。）の文言を削除する。その他の部分については、文言の整理を行っている。

【審議状況】

委員「改正前と改正後で、例えば、課の数が増えたり減ったり、あるいは係の数が増えたり減ったりという部分があると思うんですが、トータルどういう状況なんでしょうか。」

事務局「現在では3部、7課の12係でございますが、今回の機構改革に伴いまして、部としては同じく3部でございます。課としては7課、係としては8係と、係については減少しております。このことにつきましては、市長部局におきましても、先ほどのようにスリム化ということで、係制の廃止ということも今図られているということで、教育委員会も一部生涯学習部のほうで係制も廃止させていただいたということでございます。」

委員「整理をされるあるいは、より有効性の高い形に改革をされるということについては、もちろん異論のないところでございますけれども、生涯学習課あるいはスポーツ・青少年課のほうでは係が廃止されているという状況が一方であるということと、それから、係が整理されたということではありますけれども、例えば庶務係

が、教育施策推進課がなくなったということに伴う変更ということで、総務施策係、内容を見せていただくと、部内の連絡調整、その他庶務に関することというのが、旧でも庶務係として入っていましたし、今回も総務施策係の中に入っているわけですが、仕事が膨大になりすぎて大変なのではないかというようなことを危惧しますが、その辺の精査、仕事の整理は、きちんと段取りがついているのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

事務局「御指摘の旧庶務係につきましては、その事務分掌については、そのまま総務施策係となっているところでございます。ただ、事務につきましては、旧庶務係については、人事管理等々ございますが、幼稚園部門もこども部に移ることもございまして、ある一定人事管理については軽減されている部分もございますので、現状の庶務係の部分について、総務施策係に移行しても、特段支障がないというふうに考えているところでございます。

委員「幼稚園が市長部局に移ってというお話がございました。それで、校長園長の専決規程は、校長の専決規程に直すということで、もちろん結構なんですけれども、幼稚園が市長部局によって、園長先生の専決事項というのがなくなるということではなくて、向こうのほうでちゃんとつくということで理解してよろしいのでしょうか。」

事務局「御指摘の件については、市長部局のほうで、園長の専決部分を定めるものと考えてるところでございます。」

委員「幼稚園部門が市長部局に移るということでございますけれども、大まかな理解といたしまして、事務の部分が市長部局に移るのであって、教育内容、保育内容に関しては、教育委員会のままというふうに理解してよろしいのでしょうか。」

事務局「委員が御指摘のとおり、先ほどの内部組織の中で、幼稚園の企画等々に関することにつきましては、指導に関することということを入れさせていただいておりますので、これについては主としてカバーできるというような考え方で認識しております。」

以上の質疑の後、原案通り可決。

- ・事務局追記

議案第15号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動案」については、議案の匿名性から、秘密会にて関係者のみで行い、原案どおり可決。